平成２１年（フ）第５８２号
奈良県大和高田市今里町５番28号
破産者　株式会社イノテック
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２０８号
千葉県市川市大和田１丁目４番４号　セレクト市川101号
破産者　遠藤　智晴
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７１０号
千葉県市川市大洲１丁目14番14号
破産者　有限会社ダイチ
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７１２号
千葉県習志野市谷津３丁目24番15号ハイム太田202号
破産者　関根　祐介
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７５６号
千葉県浦安市明海４丁目２番５―809号望海の街、商業登記簿上の本店所在地千葉県浦安市明海13番地望海の街５―809号
破産者　株式会社アルファエージェンシー
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７５７号
千葉県浦安市明海４丁目２番５―809号　望海の街
破産者　八田　伸吾
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１０９号
横浜市中区翁町２丁目９番４号
破産者　株式会社エコバンク
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５７７号
東京都港区元麻布３丁目２番21―601号
破産者　株式会社ドクターコスメジャパン
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４８号
富山市八尾町杉田921番地の１
破産者　有限会社シンヨー建設
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６４６号
金沢市長土塀１丁目11番５号
破産者　谷村　勇二
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２６８８号
大阪市住之江区西加賀屋３丁目19番14号　樋口マンション４Ｆ―401
破産者　豊嶋　昭子（旧姓松本）
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５２号
熊本市渡鹿８丁目３番７号
破産者　株式会社オクエイホーム
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２４６４号
札幌市豊平区月寒東４条９丁目２番15号
破産者　株式会社大藤
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９０８号
札幌市東区北28条東21丁目101番13号
破産者　武田オート有限会社
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３８号
北海道苫前郡羽幌町緑町６番地２
破産者　株式会社マキタ産業
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２３２号
北海道苫前郡羽幌町緑町２番地
破産者　羽幌綜合車輌工業株式会社
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８４号
北海道旭川市３条通５丁目715番地
破産者　伊藤　良樹
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８２号
北海道旭川市神楽二条12丁目１番20号
破産者　有限会社西口商事
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１２２４号
東京都八王子市椚田町562番地20プレジデントめじろ台Ⅲ301号、破産手続開始決定時の住所東京都八王子市小比企町821番地２
破産者　山田美智子
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２２５号
東京都八王子市椚田町562番地20プレジデントめじろ台Ⅲ301号、破産手続開始決定時の住所東京都八王子市小比企町821番地２
破産者　山田沢実こと　朴　　沢実
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３２５号
東京都八王子市石川町544番地の１
破産者　清野重機興業有限会社
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部